

就労支援 ひろしま

世界一安全な日本の実現に向けて

～犯罪や非行をした人の再犯を防ぎ、安全な社会を築いていくため、就労支援にご協力ください～



広島県協力雇用主会連絡協議会
会長 牧尾 良二

平成 25 年 (2013) 12 月の犯罪対策閣僚会議で『「世界一安全な日本」創造戦略』をまとめ、閣議決定しました。その中で、「国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感でき、また世界各国からの訪問者も共に安全に安心してオリンピック・パラリンピックの感動を共有できる『世界一安全な国、日本』を作り上げることは、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功の前提として、絶対に成し遂げなければならない」と明記しています。

また、翌平成 26 年 (2014) 12 月の犯罪対策閣僚会議では、『「犯罪に戻らない・戻さない」～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～』との宣言を行い、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を成功させるためには「世界一安全な国、日本」の構築が不可欠だと、国を挙げて成し遂げるべき使命であるとの認識をあらためて示しています。

その上で、刑務所出所者の再犯を防ぐため、「2020 年までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を現在の 3 倍にする」【472 社 (H26.4.1 基準値)→788 社 (H28.4.1)→約 1500 社 (H32 目標値)】、また、「2020 年までに帰る場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を 3 割以上減少させる」【6368 人 (H25 基準値)→5577 人 (H27)→4450 人 (H32 目標値)】と、具体的な数値目標を設定しました。

広島県協力雇用主会連絡協議会としても、県保護司会連合会及び特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構の協力のもと地区会の活性化、未結成の地区会の立ち上げなど、より充実した活動を展開したいと考えているところです。今年 2 月からは就労支援員も増員されました。

対象者を支え再犯させない「世界一安全な国、日本」を創るため、私どもも微力を尽くしていきたいと考えております。今後とも当協議会にご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

身元保証制度

～補償金をお支払いする損害・費用の範囲～

◎業務上の損害

1 事故につき上限 100 万円

従業者が業務の遂行にあたって故意または過失による不法行為又は就業規則違反により生じさせた直接の損害

例・工事中に誤操作で機械を壊した

- ・運転中にミスで自損事故を起こした
- ・作業手順を誤ったため、工事をやり直した
- ・工事現場で重機の操作を誤り、他社の車を破損させた

◎住宅関連費用

補償金の上限 50 万円

賃貸住宅の契約初期費用・家財購入費・退去時の原状回復費・清掃費用

* 未納の家賃・水道光熱費は保証対象外です

例・アパートの契約初期費用を貸与したが、退職までに精算できなかった

- ・従業員が行方不明になり退出費用を立て替えた
- ・採用時に住所不定だったため、单身生活に必要な布団や冷蔵庫などの購入費を立て替えた。

◎携帯電話関連費用

補償金の上限 50 万円

業務上の必要により貸与した携帯電話の通話料金、端末費用、解約手数料

例・工事中に誤操作で機械を壊した

- * 通常会社が負担している部分は除きます
- * 全額従業員負担と取り決められている場合であっても、基本料金、基本サービス料、ユニバーサル料金などは補償金算定にあたって控除します。

◎資格等取得費用

補償金の上限 50 万円

職業能力の向上を図るため取得した資格・技能・免許等の取得費用

* 従事している職務に直接関連するものでなくとも、従業員の職業能力向上に資するものであればかまいません

* 受講途中での退職などにより資格等が取得できなかった場合でも補償金支払いの対象になります

例・建設業勤務者の玉掛け技能講習や小型建設機械講習受講費

- ・ガス検針員の普通自動車免許取得費用
- ・介護施設職員のヘルパー 2 級資格受講費用

◎私傷病医療費

補償金の上限 50 万円

業務外の原因による疾病、負傷の治療に関わった医療費や通院費、メガネなど装具に要した費用

◎犯罪被害

1 事故に就き上限 100 万円

事業主が、当機構が身元保証している従業員による財産犯罪の直接の被害者になった場合の財産的被害

* 警察へ被害届が提出されており、当該従業員による犯罪であることが証明されている場合に限りません

例・従業員に乗り逃げされた社用車の引き取り経費や修理代金

- ・従業員が盗んで換金した機械の再調達費
- ・従業員が取引先からだまし取って持ち逃げした手付け金

補償金を受けられる事業主の条件

原則として採用しようとする人が犯罪や非行のために法的な処分を受けたことを承知している事業主です。そして、採用内定の段階で採用予定者から全国機構に身元保証システムの利用申し出があり、かつ事業主の方には全国機構との間に身元保証契約を締結していただく必要があります。契約の締結にあたって、事業主側に金銭的負担はありません。

補償金のお支払いができない場合

- ①身元保証の対象外の損害・費用に該当する場合
- ②身元保証の対象になる損害・費用であっても免責事由に該当する場合
- ③損害・費用の発生が身元保証期間終了後であった場合
- ④損害・費用の発生が身元保証期間終了後に発覚した場合
- ⑤身元保証の対象になる損害・費用であっても損害額等を証明する客観的な資料（領収書の写しなど）が当機構に提出されない場合

※保証期間…契約の日から 1 年間

刑務所出所者等就労奨励金支給制度

保護観察対象者等の就業継続に必要となる技能習得のみならず、挨拶などの礼節、規則正しい生活習慣の習得、金銭管理など、幅広く指導や助言を行う協力雇用主から、毎月の就労や指導の状況等に関する報告を受け、奨励金を支給します。保護観察所長が協力依頼した場合のみ、支給対象となります。

(1) 刑務所出所者等就労奨励金支給制度の概要

対象：保護観察又は更生緊急保護の期間中の対象者

▶ 就労・職場定着奨励金

A コース

1～6 月日 月額上限 8 万円 6 月合計額上限 48 万円

- ・生活環境の調整中から協力雇用主のもとでの雇用を調整
- ・釈放後、おおむね 1 月以内に稼働開始
- ・正規雇用又は 1 年以上の雇用が見込まれるもの
- ・週の稼働時間 30 時間以上 (20 時間以上)

B コース (A コースの要件を満たさないもの)

1～3 月日 月額上限 2 万円 4～6 月日 月額上限 4 万円
6 月合計上限 18 万円

▶ 就労継続奨励金

7～12 月日 月額上限 4 万円上限

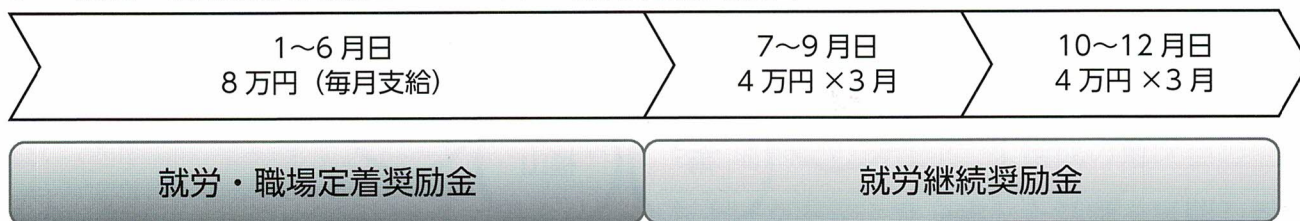
9 月, 12 月経過時上限額 12 万円 合計額上限 24 万円

※支給対象期間中に離職すると給付されない

※支給期間中に保護観察等の終了した場合は日割り支給

(2) 刑務所出所者等就労奨励金の支給例

ア 就労・職場定着奨励金 A コース + 就労継続奨励金



最大 72 万円

イ 就労・職場定着奨励金 B コース + 就労継続奨励金

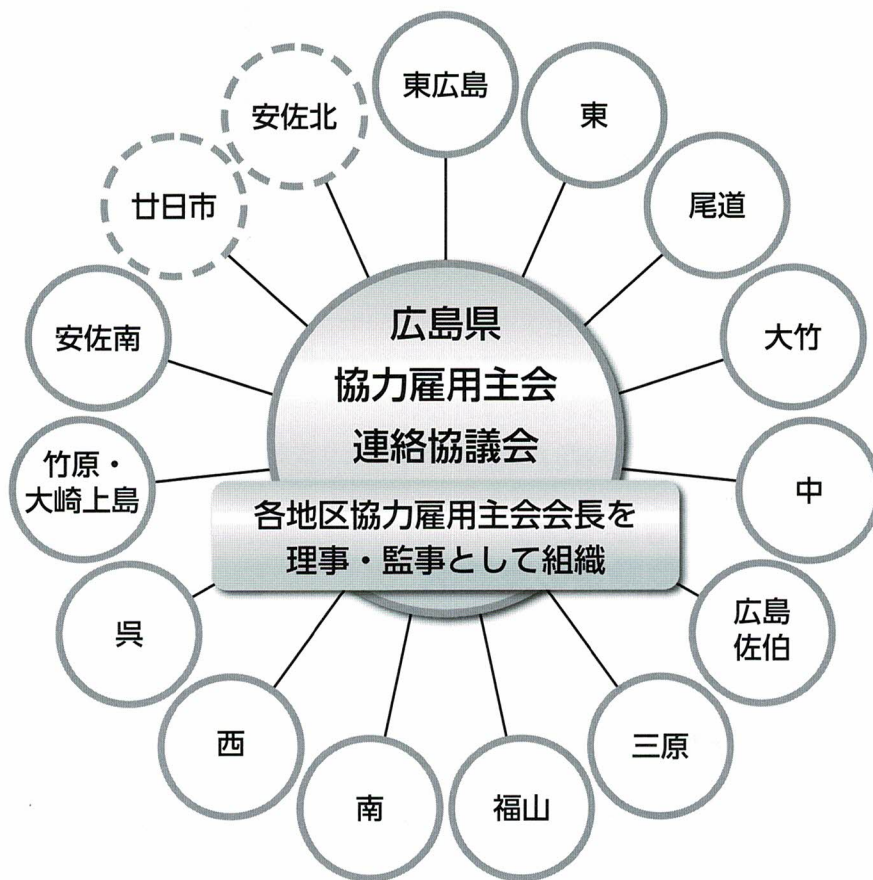


最大 42 万円

広島県内では、平成 29 年 3 月 1 日現在、約 420 事業主の皆様が協力雇用主として広島保護観察所に登録し、前歴のある者、非行のある少年の雇用に協力しています。広島保護観察所に登録された協力雇用主は、特定非営利活動法人広島就労支援事業者機構(以下、「機構」と略記します。)の 3 種会員として、機構独自の支援を受けることができます。

下図の 15 の地域では、地域の協力雇用主を会員とする地区協力雇用主会が設立され、地区の保護司会と連携するほか、各地区協力雇用主会の会長を理事として、広島県協力雇用主会連絡協議会(以下「雇用主協議会」と略記します。)が組織され、広島県保護司会連合会(以下「保護司会連合会」と略記します。)等の更生保護団体と連携しています。雇用主協議会の事務局は機構に置かれています。

平成 29 年 2 月から、保護司会連合会と機構の連携により、地区協力雇用主会がある地区を中心に、地域の保護司を就労支援員として配置する取組みが始まりました。前歴のある者、非行のある少年の社会復帰を支援する上で重要となる「仕事」に就く環境を提供し、更生を支える地域のネットワークの広がりが期待されます。



協力雇用主会 会員特典 間所法律事務所 無料法律相談
 * 30 分間無料で法律相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。電話 082-211-2240

就労支援 ひろしま 第 1 号〈編集発行〉
広島県協力雇用主会連絡協議会事務局
特定非営利活動法人 広島県就労支援事業者機構
 〒730-0014 広島市中区上幟町 3 番 26 号 広島メイプルビル間所法律事務所内
電話 082 - 211 - 2240 FAX 082 - 502 - 0201
 受付時間：9：00～17：00（土日祝を除く） E-mail:info@hiroshima-syuuro.jp

